

一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、企業局が発注する建設工事において実施する一般競争入札の手続について、企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号。以下「会計規程」という。）及び物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年宮崎県企業局企業管理規程第9号。以下「特定役務調達規程」という。）及び企業局建設工事等電子入札実施要領（平成20年4月1日定め。以下「電子入札要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、「一般競争入札」とは、予定価格が、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項の規定により、特定役務のうち建設工事の調達契約として総務大臣が定める額以上の建設工事に係る契約を締結するために実施する入札方法をいう。

(入札参加資格)

第3 入札に参加する者（共同企業体で参加する場合における当該共同企業体の構成員を含む。）に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号。以下「入札参加資格要綱」という。）第7条に規定する入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 宮崎県企業局が発注する特定建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（令和元年11月29日企業局総務課定め。）第7条に規定する一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (4) 入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、入札参加資格要綱第10条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。
- (5) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、(2)に掲げる一般競争入札参加資格に係る随時の審査による認定を受けている者であること。
- (7) 民事執行法（昭和54年法律第4号）による差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

(8) 入札に参加する者の間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社（同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）と会社法第2条第3号に規定する子会社（同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（ただし、会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(9) 県が発注する建設工事の施工実績がある者にあつては、当該年度及び前年度のすべての工事成績が60点以上であること。

(10) 建設工事に係る設計業務等の受託者でないこと及び次に掲げる事項に該当する者でないこと。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

2 前項に規定するもののほか、建設工事ごとに、次の各号に規定する事項を入札参加資格として定めることができる。ただし、事業所の所在地に関する事項は定めることができない。

(1) 入札参加資格要綱第7条第2項に規定する等級区分に関する事項

(2) 同種又は類似の工事の実績に関する事項

(3) 建設工事に必要と認められる技術者に関する事項

(4) その他入札参加資格として必要と認められる事項

3 共同企業体又は事業協同組合として入札に参加する場合には、その構成員又は組員である者は当該入札に参加することができない。

(調査基準価格等の設定)

第3の2 この要領による入札においては、宮崎県企業局低入札価格調査制度取扱要領（令和元年11月29日定め）に定める調査基準価格及び失格基準価格を設けることができるものとし、この場合にあつては、入札公告にその旨を記載するものとする。

(入札参加資格の決定)

- 第4 入札参加資格は、企業局入札参加資格審査会要領（昭和56年6月20日局長決裁）の第2条に規定する入札参加資格審査会の審査を経て、管理者が決定する。
- 2 前項の審査を受けようとするときは、企業局技術審査会設置要綱（平成15年9月1日局長決裁）に規定する技術審査会の審査を経るものとする。

(入札の公告)

- 第5 入札公告は、県公報及び宮崎県公共事業情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載することにより行うものとする。
- 2 前項の公告は、開札日の前日から起算して40日前（宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日及び8月13日から8月15日までを除く。以下日数の規定において同じ。）までに行うものとする。ただし、特定役務調達規則第4条第1項及び第2項に定める範囲において短縮することができる。
- 3 第1項の公告は、特定役務調達規則第5条及び第8条の定めるところによる。

(入札説明書等の交付)

- 第6 建設工事を主管する課（以下「主管課」という。）においては、入札に参加しようとする者のうち申請する者に対して次に掲げる書類（以下「入札説明書等」という。）を交付するものとする。
- (1) 入札公告の写し
 - (2) 特記仕様書
 - (3) その他業務の内容を把握するために必要と認められる設計書及び工事図面等の資料（以下「設計図書等」という。）
- 2 入札説明書等は、公告日から開札日の前日まで交付するものとする。
- 3 入札説明書等の交付にあつては実費相当額を徴収できるものとし、実費相当額を徴収する場合においては、その旨を公告において明らかにするものとする。

(入札説明書等に関する質問及び回答)

- 第7 入札説明書等に関する質問は、公告日から開札日の前日から起算して10日前の日まで主管課において宮崎県電子申請システム等により受け付けるものとする。
- 2 質問に対する回答は、入札情報サービスに速やかに掲載することにより行うものとする。

(入札参加手続)

- 第8 入札に参加しようとする者は、電子入札要領第8条第1項に規定する入札参加届出書（入札参加資格確認申請書）（以下「電子入札申請書」という。）及び次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出しなければならない。
- (1) 同種工事施工実績調書（別記様式第1号）
 - (2) 監理技術者等の資格・工事経験調書（別記様式第2号）
 - (3) 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
 - (4) 経営事項審査結果通知書の写し

(5) その他入札参加資格を確認するため公告において提出を求める資料

- 2 電子入札要領第12条第1号の規定により、入札書を書面により提出すること（以下「紙入札」という。）を希望する者は、前項に規定する電子入札申請書に代えて宮崎県紙入札運用基準（令和7年4月1日定め。以下「紙入札基準」という。）第6第1号に規定する入札参加届出書（入札参加資格確認申請書）（以下「紙入札申請書」という。）を持参又は送付（郵便書留など配達記録の確認ができるものに限る。以下同じ。）により提出するものとする。
- 3 特定建設工事共同企業体により入札に参加しようとする者は、宮崎県企業局特定建設工事共同企業体取扱要領（令和元年11月29日企業局総務課定め。）第10条第2項に定める書類、電子入札申請書又は紙入札申請書（以下これらを「申請書」という。）提出の際に提出するものとする。

なお、この場合において、第1項第1号及び第2号に掲げる書類については、同要領同項第5号及び第6号をもって代えることとする。
- 4 確認資料については、発注機関に持参又は送付することにより提出するものとする。
- 5 申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）は、入札公告に定める日（以下「提出期限日」という。）までに提出（送付による提出にあつては、提出期限日までに、発注機関に到達しているものに限る。以下同じ。）しなければならない。
- 6 提出期限日までに提出しない者は、当該入札に参加することができないものとする。
- 7 提出期限日以降における申請書等の修正及び再提出は認めないものとする。

（費用の負担等）

- 第9 申請書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- 2 提出された申請書等は、入札参加資格確認以外の目的に使用しないものとする。
- 3 提出された申請書等は、返却しない。

（入札参加資格の確認）

- 第10 管理者は、提出期限日の翌日から起算して10日以内に入札参加資格の確認を行うものとする。
- 2 管理者は、入札参加資格を確認したときは、当該確認結果を電子入札要領第8条第3項に規定する入札参加届出書受理通知書（入札参加資格確認結果通知書）（第8第2項に規定する紙入札申請書を提出した者に対しては、紙入札基準第7第3号に規定する入札参加届出書受理通知書（入札参加資格確認結果通知書）。以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。

なお、この場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、入札参加資格のうち要件を満たさない項目及び要件を満たさない理由を通知するとともに、当該理由についての説明を求めることができる旨を教示するものとする。

（入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明）

- 第11 入札参加資格がないとされた確認通知書を受理した者は、入札及び契約の過程に係る苦情処理要領（令和2年9月1日企業局総務課定め。以下「苦情処理要領」という。）に定めるところにより、当該通知を受理した日の翌日から起算して2日以内に、

管理者に対して一次（二次）苦情申立書（苦情処理要領別記様式第1号。以下「申立書」という。）により入札参加資格がないとされた理由の説明を求めることができる。

2 管理者は、前項の説明を求める申立書を受理したときは、当該申立書を受理した日の翌日から起算して2日以内に、当該説明を求めた者に対して苦情処理要領に定めるところにより回答するものとする。

3 前項の回答に当たり、入札参加資格があると認める場合には、第4の規定により当該入札に係る入札参加資格を審査した入札参加資格審査会を経て、入札参加資格がないとした確認通知書を取り消すとともに、入札参加資格があるとする確認通知書により回答するものとする。

（入札保証金）

第12 入札保証金は納付させるものとする。ただし、会計規程第88条第2項第1号又は第2号に該当すると認められるときは免除することができる。

2 前項の事項は、入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

（入札書の提出）

第13 入札書は、電子入札要領第10条に定めるところにより提出するものとする。

（工事費内訳書）

第14 入札参加者は、入札書提出時に工事費内訳書を提出するものとする。

（紙入札における取扱い）

第14の2 紙入札申請書を提出し、第10第2項に規定する確認通知書により入札参加資格があると認められた者（以下「紙入札による入札参加者」という。）は、入札書及び工事費内訳書の作成及び提出にあたっては、第13及び第14の規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を1件ごとに封書にし、発注機関に持参又は送付により提出すること。ただし、代理人が持参により提出する場合は、紙入札基準第2第1項ただし書に規定する委任状を書面により作成し、押印の上、封書とは別にして、発注機関に持参して提出すること。

（1）入札書（書面により作成し、押印すること。）

（2）工事費内訳書（書面により作成すること。）

（3）確認通知書の写し

2 紙入札による入札書の提出期間は、開札日の前日から起算して9日前から開札日の前日の午後5時まで（送付による提出にあつては、開札日の前日の午後5時必着）を標準とし、入札公告において定めるものとする。

（落札者の決定）

第15 開札（第15の2に規定する再度の入札に係る開札を含む。）の結果、予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者（失格又は無効とされた者を除く。）を落札者とする。ただし、調査基準価格を設けた場合において、落札者となるべき者が調査基準価格を下回る価格により入札した者（以下「低価格入札者」という。）であるとき

- は、別に定めるところにより、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについての調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うものとする。
- 2 落札者となるべき者に対する低入札価格調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の範囲内で当該落札者となるべき者の次に最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者が低価格入札者であるときは、低入札価格調査を行うものとする。
 - 3 第1項本文の最低価格で入札した者が二者以上いる場合においては、当該価格で入札した者（以下「同価入札者」という。）による電子入札要領第19条に規定するくじにより落札者を決定する。ただし、この場合においても、第1項ただし書の規定を適用する。
 - 4 管理者は、落札者を決定した場合にあっては電子入札要領第18条に規定する落札決定通知書又は書面により通知するものとする。
 - 5 管理者は、落札者として決定した者に入札参加資格のないことが判明し当該落札決定を取り消した場合又は第16の規定により入札を無効とした場合は、落札決定を取り消された者又は入札を無効とされた者（以下「無効者等」という。）以外の同価入札者が2者以上いる場合にあつては当該同価入札者による電子入札要領第19条に規定するくじで落札者を定め、無効者等以外の同価入札者が1者である場合にあつては当該同価入札者を、同価入札者がいない場合にあつては予定価格の範囲内で無効者等の次に最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。
 - 6 落札者として決定した者に入札参加資格のないことが判明した場合は、当該落札決定を取り消し、落札決定取消通知書（別記様式第3号）により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示するものとする。
 - 7 落札決定を取り消した後に次順位者以降の者をもって落札者とする場合は、入札参加者に対して落札決定通知書に当初の落札決定を取り消した旨を付して通知するものとする。ただし、落札者となるべき者がいないときは、落札決定取消通知書（入札参加資格がないとした理由を除く。）により通知するものとする。

（再度の入札）

- 第15の2 管理者は、予定価格を入札前に公表しない場合において、初回の入札に係る開札の結果、落札者となるべき者がいなかったときは、初回の入札に参加した者（低入札価格調査の辞退者、失格又は無効とされた者を除く。）による入札（以下「再度の入札」という。）を直ちに実施するものとする。ただし、紙入札による入札参加者がいる場合は、管理者は、持参又は送付に要する期間を考慮して再度の入札の開札日を定めるものとする。
- 2 再度の入札の回数は、1回とする。
 - 3 再度の入札においても落札者となるべき者がいなかったときは、予定価格を超えた応札のうち最低入札価格と予定価格との差が僅少の範囲にあるときに限り、最低価格で入札した者と随意契約により、予定価格を超えない範囲で契約を締結することができる。
 - 4 第14の2第1項（第2号及び第3号を除く。）の規定は、再入札書の作成及び提出

において準用する。

なお、この場合において、「入札書」とあるのは、「再入札書」と読み替えるものとする。ただし、再入札書を持参により提出する代理人が、初回の入札に係る入札書を提出した者と同一の場合は、委任状の提出は不要とする。

(入札の無効)

第 16 企業局会計規程第 115 条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) この要領及び入札公告等の規定に違反した者のした入札
- (3) 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
- (4) 工事費内訳書を提出していない者又は工事費内訳書に不備がある者のした入札

2 前項の規定により入札を無効としたときは、その旨を入札無効通知書（別記様式第 4 号）により通知するものとする。

附 則

この要領は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 3 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

同種工事施工実績調書

工（工種・工法を指定する場合）

会社名

工事名称等	工 事 名		
	発 注 機 関 名		
	施 工 場 所	（都道府県名・市町村名）	（都道府県名・市町村名）
	契 約 金 額		
	工 期		
	受 注 形 態 等	単体／JV(出資比率)	単体／JV(出資比率)
工事概要			

- 備考
- 1 入札公告の「施工実績に関する事項」に掲げる要件を満たす工事の施工実績を記載すること。
 - 2 記載した工事についてコリンズの竣工登録をした登録内容確認書（工事カルテ）の写しを添付すること。ただし、コリンズの竣工登録をしていない工事等については、請負契約書の写しその他の当該工事の内容が確認できる書類及び発注者の証明書その他の引渡し完了したことが確認できる書類を添付すること。
 - 3 共同企業体（JV）での施工実績を記載する場合において、コリンズの竣工登録をしていない工事等については、JV協定書の写しを添付すること。
 - 4 JVでの入札参加資格確認申請の場合は、施工実績を有する構成員についてこの調書を作成すること。

様式第2号（第8関係）

監理技術者等の資格・工事経験調書

会社名

配置予定技術者氏名			
生 年 月 日			
採 用 年 月 日			
最 終 学 歴			
法令による資格・免許 (資格者証等の写しを 添付すること)	資格の名称		
	取得年月日		
	登録番号		
工事 経験の 概要	工 事 名		
	発 注 機 関 名		
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額		
	工 期		
	従 事 役 職	現場代理人/主任(監理)技術 /その他の技術者(職名等)	現場代理人/主任(監理)技術者 /その他の技術者(職名等)
	工 事 内 容		
手持 工事の 状況	工 事 名		
	発 注 機 関 名		
	役 職 名		
	引渡(完了検査)予定年月日		
	備 考		

- 備考
- 1 入札公告の「施工実績に関する事項」に掲げる要件を満たす工事の経験を記載すること。
 - 2 記載した工事についてコリンズの竣工登録をした登録内容確認書（工事カルテ）の写しを添付すること。また、コリンズの竣工登録をしていない工事等については、請負契約書の写しその他の当該工事の内容が確認できる書類及び発注者の証明書その他の引渡しが完了したことが確認できる書類を添付すること。ただし、当該工事が同種工事施工実績調書に記載した工事と同一のものである場合、登録内容確認書（工事カルテ）等の添付を要しない（以下、次項において同じ）。
 - 3 共同企業体（JV）での施工実績を記載する場合において、コリンズの竣工登録をしていない工事等については、JV協定書の写しを添付すること。
 - 4 手持工事とは、現在施工中の工事のうち、本工事の配置予定者が当該工事の監理技術者、主任技術者又は現場代理人等となっているものをいう。手持工事には、国、都道府県、市町村発注工事に加え、民間事業者等発注工事を含むものとし、また、随意契約等による小規模な工事も含むものとする。なお、手持工事の引渡（完了検査）日が本工事の開札日以降となる場合、備考欄に対応等を記入すること。
 - 5 複数の配置予定技術者を申請する場合は、契約日までに1名を選択すること。なお、契約締結後の配置技術者の変更は、当該技術者の死亡、退職又は休職の場合を除き、原則として認めないので留意すること。
 - 6 配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ開札日時点で3か月以上の雇用関係にある者に限る。
なお、要件確認書類として、健康保険被保険者標準報酬決定通知書又は住民税特別徴収税額通知書の写しのほか他に指示する資料並びに監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を添付すること。
 - 7 JVでの入札参加資格確認申請の場合は、各構成員についてこの調書を作成すること。
 - 8 施工実績を必要としない技術者については、「工事経験の概要」欄を記入する必要はない。

様式第3号（第15関係）

落札決定取消通知書

年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

宮崎県企業局長 印

下記の調達案件について、 年 月 日付けで通知した落札決定を取り消しましたので通知します。

記

調達案件番号：

調達案件名称：

理由：

（注）あなたは、当職に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求められます。

説明を求める場合は、この通知を受理した日の翌日から起算して2日以内に（発注機関名）へその旨を記載した書面を提出してください。

様式第4号（第16関係）

入札無効通知書

年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名

様

宮崎県企業局長

印

（工事の名称）に係る入札について、下記の理由により無効としたので通知します。

記

（入札を無効とした理由）